

パークハイツ桜城
大規模修繕工事 見積参加応募条件

1. 工事名称： パークハイツ桜城 大規模修繕工事
2. 発注者： パークハイツ桜城管理組合
3. 工事場所： 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3丁目14-4
4. 建物構造・規模
 - (1) 構造： 鉄筋鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模： 地上13階 91戸 ※1階店舗含む ※他に管理事務室1戸
5. 建物竣工年月： 1984年8月
6. 主な工事内容
 - ① 直接仮設工事・共通仮設工事
 - ② コンクリート下地補修工事
 - ③ タイル補修工事
 - ④ シーリング工事
 - ⑤ 外壁等塗装工事
 - ⑥ 鉄部塗装工事
 - ⑦ 防水工事
 - ⑧ その他工事
7. 予定工期等
 - (1) 予定工期：2027年5月上旬から2026年10月末日まで（6ヵ月間）
※竣工図書等引渡しは2027年11月か12月
 - (2) 本工事の工事着工日については、工事着工期日までの間で受注者が選択できるものとするが、工期未は厳守すること。

8. 見積参加資格（応募条件）

【会社の要件】

- ①. 東北6県内に本社または支店、営業所を有すること。
- ②. 資本金が、3千万円以上であること。
- ③. 法人設立後、20年以上経過していること。
- ④. 経営事項審査による総合評定値（P点）が、建築一式で800点以上、又は、塗装と防水がどちらも800点以上であること。
- ⑤. 直近2年間、又は3年間の平均元請完成工事高が10億円以上あること。
- ⑥. 東北地方6県において、直近3年間で分譲マンション大規模修繕工事の施工実績を5件以上有していること。
- ⑦. 総合建設会社を除く改修専門会社については、マンション修繕工事高が完成工事高の50%以上を占めていること。

【現場代理人の要件】

- ⑧. 次に掲げる基準を全て満たす現場代理人を本工事に「常駐」で配置できること。
 - (1) 現場代理人は、一級建築施工管理技士、または、二級建築施工管理技士の有資格者（※技士補は認めず）とし、分譲マンションの大規模修繕工事の現場代理人として3年以上、且つ3件以上の経験を有する事。
 - (2) 正社員であること。契約社員や派遣社員は不可とする。

【その他の要件】

- ⑨. 暴力団、又は暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる団体ではない事。
- ⑩. 別紙の「談合違約金特約条項」について同意の上、もし、談合を行った場合、もしくは、談合に加担した場合は「談合違約金特約条項」に基づき、発注者へ違約金を支払う事。

9. 提出書類

前述の見積参加資格を確認できる以下の書類をA4ファイルにまとめて1部提出すること。

- ①. 会社案内、もしくは、会社概要に営業担当者の名刺を添付すること。
- ②. 直近3期分の分譲マンション大規模修繕工事实績表
※年度ごとに作成し、**東北6県の実績のみセルを赤で塗り潰す事**。また、実績表には工事名称、受注金額、完成年月、元請・下請の別、階数・棟数・戸数、所在県名を必ず明記すること。
- ③. 直近3決算期分の決算報告書（財務諸表を含む）
- ④. 建設業許可通知書の写し（白黒複写）
- ⑤. 直近の経営事項審査結果通知書の写し（白黒複写）
- ⑥. **調査票（指定書式 Excel）**
- ⑦. **現場代理人予定者経歴書（指定書式 Excel）**、及び資格証の写し（白黒複写）
※. 見積参加に応募する旨及び指定書式データの送信依頼を下記メールアドレスへ送信する事。

メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※. 応募メール受信後、TDS担当者より指定書式 Excel を添付し返信する。

※. 上記①～⑦をA4ファイルで綴じ、以下の宛先へ郵送すると共に**指定書式の Excel データに必要事項を入力の上、上記メールアドレスへ送信する事**。

※. 指定書式 Excel は必ずファイルの郵送と同時にメール送信する事。

10. 提出先：(正) 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3丁目14-4
パークハイツ桜城管理事務室気付け 管理組合理事長宛て

(副) 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-5 日宝勾当台西ビル202号室
株式会社 T.D.S 北日本営業所 鈴木 立 宛

※送り状又は外封筒の表面の見える位置に必ず**物件名及び(正)、(副)**を明記すること

11. 提出期限：2026年6月12日(金)18:00迄(郵送か宅急便限定)

12. 連絡・問合せ先(※下記のメール以外不可とする)

■一級建築士事務所 株式会社 T.D.S 北日本営業所 担当者：鈴木 立

■メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※落選した施工会社への落選通知は行わない事とする。

※本件に係る問合せについては「12.」に記載の通りとし、もし、管理組合(管理事務室、理事長宅、その他役員宅など)や設計監理者(株)TDS 事務所)への電話連絡や訪問を行った場合は理由を問わず即、失格とする。また、管理組合に対してのみ、営業資料やアピール資料などを同封し、又は別途に投函、持ち込んだ場合も同様に失格とする。

※提出された書類については一切返却しない事とし、提出書類に虚偽の記載があった場合は即、失格とする。

以上

マンション修繕工事に係る請負契約における談合違約金特約条項について

(談合があった場合の違約金等)

1.受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。）の10%に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、完工から5年以内に、公正取引委員会から、次の掲げる場合のいずれかに該当するとの調査や指摘を受けなかった場合には、この限りではない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体

（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2.受注者は、前項各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく発注者にその旨を通知しなければならない。

3.受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4.受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

5.第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。